

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の方針及び指定の基準

横手市の維持向上すべき歴史的風致を構成する歴史的建造物は、これまで文化財保護法及び秋田県や本市の文化財保護条例等に基づく指定文化財として保護を図ってきた。しかし、本市には指定文化財以外にも多くの歴史的建造物が存在しており、これらの建造物についても適切な保護が求められる。このため、本市の維持向上すべき歴史的風致を構成し、重点区域内に位置する歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行っていくものとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要な建造物であることを基本に、当該建造物の所有者と協議の上、同意を得られることを前提とし、横手市歴史的風致維持向上協議会の意見を聴いたうえで、下記の基準に該当する建造物を指定し、その保全を図るものとする。

まずは、重点区域内において、今後も歴史的建造物の調査を継続的に実施し、必要に応じ随時歴史的風致形成建造物に指定していくものとする。

2 指定の対象

指定の対象は、国指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物を除く重点区域内の歴史的建造物で、次のいずれかに該当する建造物とする。

| | |
|---|--|
| ア | 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第57条第1項に基づく登録有形文化財 |
| イ | 秋田県文化財保護条例（昭和50年県条例第41号）第4条第1項に基づく秋田県指定有形文化財 |
| ウ | 横手市文化財保護条例（平成17年条例第305号）第4条第1項に基づく横手市指定文化財 |
| エ | <p>その他、横手市の歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が必要と認めたもの ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことを前提とする。</p> <p>①概ね築50年を経過しているもの ②所有者又は管理者等により、今後適切な維持管理が見込まれるもの ③所有者の同意が得られるもの</p> |

歴史的風致形成建造物の指定基準

3 指定の候補一覧

当該重点区域において、候補となる歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

| No. | 写真 | 名称 | 所在地 | 所有者 | 指定区分 |
|-----|---|----------|-------------|-----|------|
| 1 |  | 展望台（横手城） | 横手地域 城山町 | 横手市 | 未指定 |
| 2 |  | 薄葉家住宅 | 横手地域 羽黒町 | 個人 | 未指定 |
| 3 |  | 遠藤家住宅 | 横手地域 上内町 | 個人 | 国登録 |
| 4 |  | 斎太薬局本店 | 横手地域 四日町 | 個人 | 国登録 |
| 5 |  | 柏谷家住宅 | 横手地域 四日町 | 個人 | 市指定 |
| 6 |  | 木村屋商店本店 | 横手地域 大町 | 個人 | 国登録 |

| No. | 写真 | 名称 | 所在地 | 所有者 | 指定区分 |
|-----|---|-----------|--------------|-------|------|
| 7 |  | 平源旅館本店 | 横手地域 大町 | 法人 | 国登録 |
| 8 |  | 秋田神社 | 横手地域 城山町 | 秋田神社 | 未指定 |
| 9 |  | 旭岡山神社 社務所 | 横手地域 大沢 | 旭岡山神社 | 未指定 |
| 10 |  | 旭岡山神社 仁王門 | 横手地域 大沢 | 旭岡山神社 | 未指定 |
| 11 |  | 神明社 | 横手地域 神明町 | 神明社 | 未指定 |
| 12 |  | 金澤八幡宮 | 横手地域 金沢安本 | 金澤八幡宮 | 未指定 |

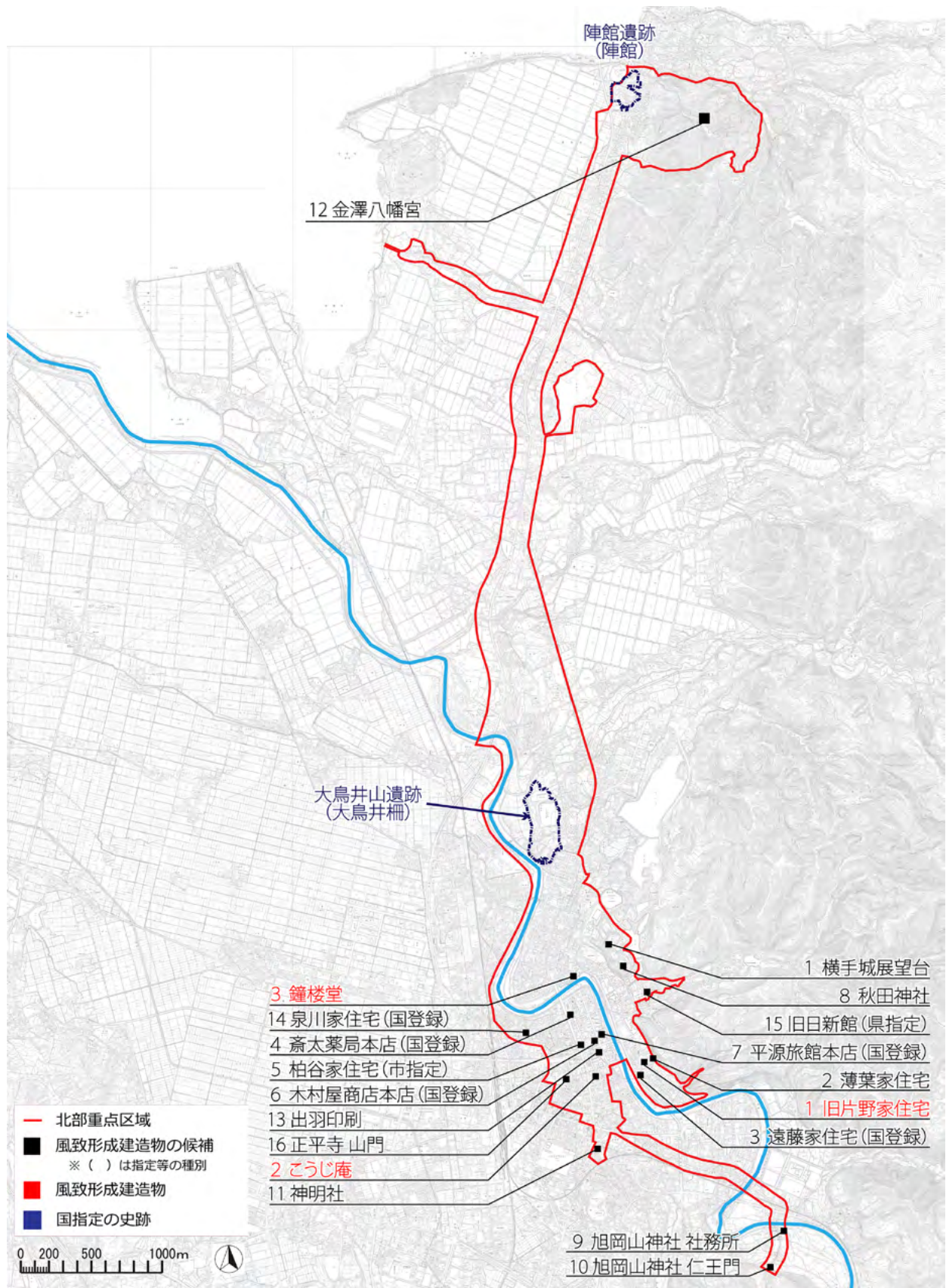
| No. | 写真 | 名称 | 所在地 | 所有者 | 指定区分 |
|-----|---|--------|--------------|-----|------|
| 13 |  | 出羽印刷 | 横手地域 大町 | 法人 | 未指定 |
| 14 |  | 泉川家住宅 | 横手地域 大水戸町 | 個人 | 国登録 |
| 15 |  | 旧日新館 | 横手地域 城南町 | 個人 | 県指定 |
| 16 |  | 正平寺 山門 | 横手地域 田中町 | 正平寺 | 未指定 |
| 17 |  | 藤原家住宅 | 平鹿地域 醍醐 | 個人 | 未指定 |
| 18 |  | 旧加藤茶舗 | 十文字地域 十文字 | 個人 | 国登録 |

| No. | 写真 | 名称 | 所在地 | 所有者 | 指定区分 |
|-----|---|--|------------|------------------|------|
| 19 |  | 月山神社 | 増田地域 増田 | 月山神社 | 未指定 |
| 20 |  | 神明神社 | 増田地域 増田 | 神明神社 | 未指定 |
| 21 |  | J A秋田ふるさと 農業倉庫 | 増田地域 増田 | 秋田ふるさと 農業協同組合 | 未指定 |
| 22 |  | 旧 ^ま 真人 ^と 発電所水槽施設 | 増田地域 増田 | 横手市 | 未指定 |
| 23 |  | 電気堰及び ^{すい} 隧道 ^{どう} | 増田地域 増田 | 吉野堰 水利組合 | 未指定 |
| 24 |  | 季子家住宅 | 増田地域 吉野 | 個人 | 国登録 |

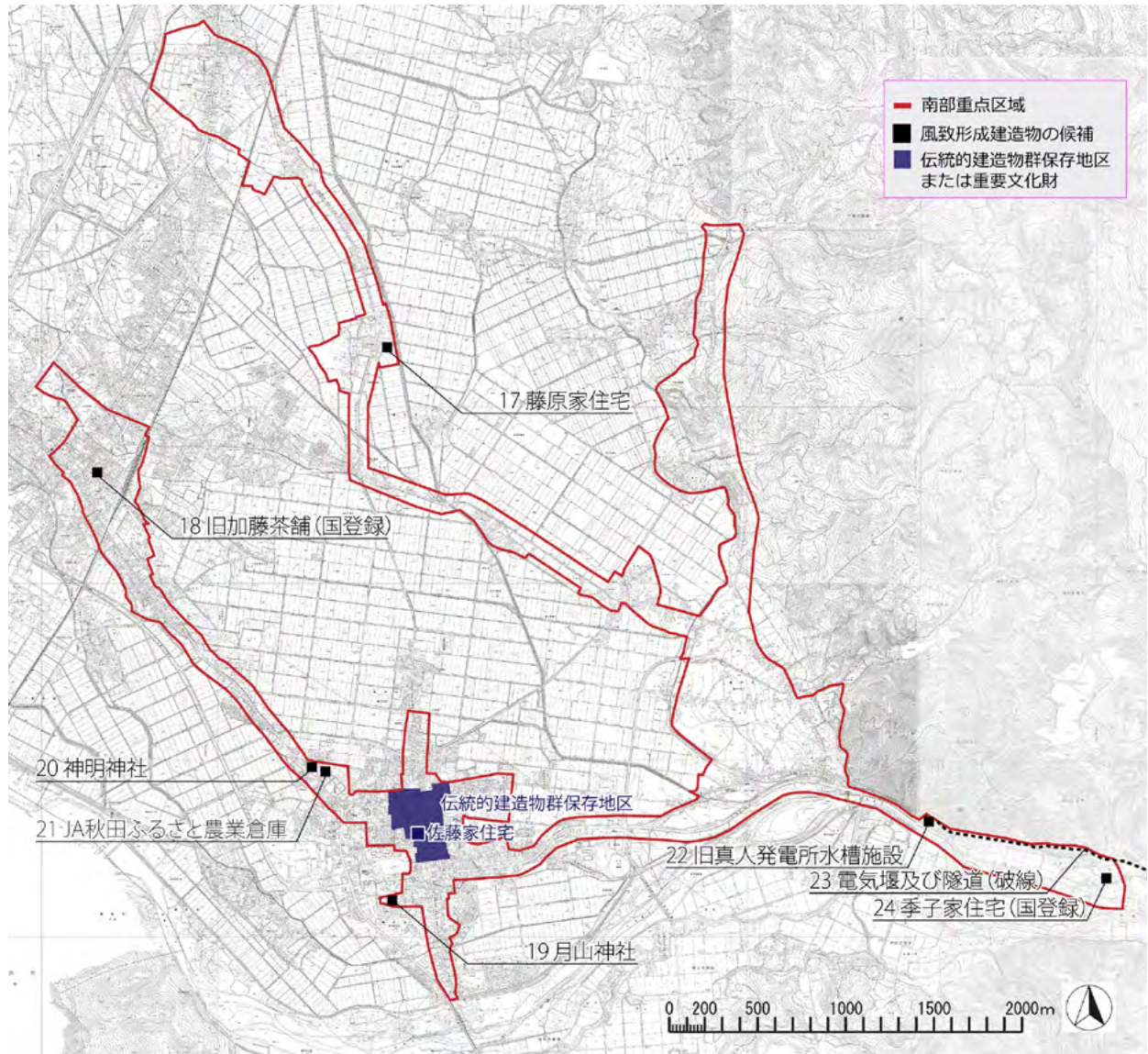
4 指定一覧

当該重点区域において、既に指定された歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。
 なお、表中の「指定区分」は文化財保護法や横手市文化財保護条例等に基づく指定区分を示す。

| No. | 写真 | 名称 | 所在地 | 所有者 | 指定年月日 | 指定区分 |
|-----|---|--------------------------------|-------------|-----|---------|-------------|
| 1 |  | 旧片野家住宅 (主屋・煉瓦蔵・文庫蔵・味噌蔵・門・塀) | 横手地域 羽黒町 | 横手市 | R03.4.1 | 国登録 (予定) |
| 2 |  | こうじ庵 (旧佐々木麴店) (主屋) | 横手地域 鍛冶町 | 横手市 | R03.4.1 | 未指定 |
| 3 |  | 鐘楼堂 | 横手地域 本町 | 横手市 | R03.4.1 | 未指定 |



歴史的風致形成建造物指定候補位置図 (北部重点区域)



歴史的風致形成建造物指定候補位置図 (南部重点区域)